平成２１年（フ）第３１９９号
横浜市都筑区折本町2011番地１
債務者　手塚　綾子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２０号
神奈川県大和市下鶴間1614番地14
債務者　岩本　純子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２５７号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目24番地の８　Ａパル湘南―202
債務者　松野　伸之
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２６０号
神奈川県大和市福田４丁目20番地１　ボナールシャンブル202
債務者　谷仲　信雄
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２６５号
神奈川県綾瀬市大上６丁目12番18号　ビレッジ・クー203
債務者　田島　幸夫
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２７５号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目30番14号
債務者　上原　陽子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２７９号
神奈川県大和市福田６丁目２番地２　ヴェルパーク桜ケ丘Ⅱ201号
債務者　水谷　眞悟
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２８１号
神奈川県大和市福田５丁目28番地５　ファミーユむらみⅡ―202
債務者　石田　直光
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２８２号
神奈川県大和市福田５丁目28番地５　ファミーユむらみⅡ―202
債務者　石田　幸子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２８３号
神奈川県藤沢市下土棚1158番地
債務者　高萩ヨシエ
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２８４号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目21番地の１　コーポ佐藤207
債務者　高萩多恵子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２８８号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート８棟301号
債務者　菅原智恵子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４２号
神奈川県海老名市中新田５丁目21番35号
債務者　桐生　恵美
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３５８号
横浜市神奈川区大口通86番地４　大口アパート２―106号
債務者　池上　竜太
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３５９号
横浜市神奈川区大口通86番地４　大口アパート２―106号
債務者　池上　聡美（旧姓金山）
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３８５号
横浜市都筑区牛久保東２丁目25番７号　グレイスチバ３―１
債務者　土田　久保
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部